

大月市新婚世帯家賃助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の新婚世帯の定住促進及び地域の活性化に資するため、民間賃貸住宅の居住に係る経費の一部を予算の範囲内において助成する大月市新婚世帯家賃助成金（以下「助成金」という。）について、大月市補助金等交付規程（昭和43年大月市訓令第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 交付申請をする日において、婚姻の届出の日から3年以内の夫婦で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に同一世帯として記録されている夫婦が存在する世帯をいう。
- (2) 民間賃貸住宅 新婚世帯が自己の居住の用に供するために、賃貸借契約を締結した市内の住宅をいう。ただし、次に掲げるものは除く。
 - ア 公営住宅及び雇用促進住宅
 - イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅
 - ウ 借上公共賃貸住宅
 - エ 申請者の1親等の親族が所有している住宅及び賃貸住宅
 - オ 短期賃貸住宅（賃貸借契約の期間が1年未満の住宅をいう。）
- (3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費及び駐車場使用料等、直接住宅の賃貸料とはならないものを除いた額とする。
- (4) 子ども 助成金の申請時において、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が扶養する高校生以下の者をいう。
- (5) 若者世帯 助成金の交付申請時において、夫婦のいずれかが29歳以下の世帯をいう。

(対象世帯)

第3条 この要綱による助成金を受けることのできる者は、新婚世帯に属する者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 平成27年4月1日以降、新たに賃貸借契約を締結し、市内の民間賃貸借住宅に入居した世帯
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助、その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) この要綱による助成及び大月市転入子育て世帯家賃助成金交付要綱（平成27年大月市告示第30号）による助成を受けたことがないこと。
- (5) 大月市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和4年大月市告示第10号）による助成を受けないこと。

(助成金の額及び対象期間等)

第4条 助成金の月額は、次に掲げる額の合計額とし、20,000円を上限とする。

- (1) 家賃から住宅手当を控除した額に2分の1を乗じた額とする。ただし、15,0

000円を限度とし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

(2) 別表に掲げる加算ごとの要件に該当するものの加算額を合算した額

2 助成金の対象期間は、助成開始月から24月を限度とする。

(助成金交付申請)

第5条 申請者は、賃貸借契約の締結者とし、大月市新婚世帯家賃助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 市税完納証明書

(3) 戸籍謄本

(4) 賃貸借契約書の写し

(5) 住宅手当が確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付額の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付額を決定し、大月市新婚世帯家賃助成金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知する。

(助成金の交付等)

第7条 前条の決定通知書を受けた者が、助成金の交付を受けようとするときは、大月市新婚世帯家賃助成金交付請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)に、家賃を支払ったことを証明できる書類及び市税完納証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 助成金の請求は、原則として年2回とし、4月から9月までの分については、9月1日から末日までの間に、10月から翌年3月までの分については、翌年の3月1日から同月末までの間に行うものとする。ただし、助成金対象期間が終了する場合及び助成金の取消し等の事由が生じた場合にあっては、この限りではない。

3 市長は、当該助成金の対象期間中に、請求書の提出があったときは、内容を審査の上、助成金の交付を行うものとする。ただし、助成金の取消し等の事由が生じた場合にあっては、当該事由が生じた日の属する月の前月まで交付するものとする。

(翌年度以降の交付申請等)

第8条 助成金の受給者が、第6条の交付決定を受けた年度を越えて引き続き家賃助成金を受けようとするときは、第4条第2項に定める期間の範囲内で、毎年4月末日までに、大月市新婚世帯家賃助成金交付申請書(継続)(様式第1号の2)を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付決定の手続きについては、第6条の規定を準用する。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、助成金の受給者が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該助成金の交付を取り消すものとする。

(1) 第2条第1号に規定する新婚世帯で無くなったとき及び第3条各号に規定する対象世帯に該当しなくなったとき。

(2) 夫婦の双方、又は一方が他の住所へ転居したとき。ただし、双方が新たに市内の民間賃貸住宅に転居し、その世帯が第3条に規定する要件を満たす場合には、再度届出を提出することにより、継続して助成を受けることができるものとする。この場合、助成金の支給は、残りの回数とする。

(3) 虚偽の方法により助成金の交付を受けたとき。

(4) その他市長が取消しを相当と認める事由があったとき。

(届出の義務)

第10条 助成金の受給者は、前条第2号の規定により、助成の継続を受ける場合又は第5条各号に規定する提出書類に変更があった場合は、大月市新婚世帯家賃助成金交付変更申請書(様式第4号。以下「変更申請書」という。)に当該変更を証する書類を添えて、市長に速やかに提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大月市新婚世帯家賃助成金交付変更承認通知書(様式第5号)により助成金の受給者に通知する。

(助成金の取消し)

第11条 市長は、第9条の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、助成金の受給者に対し、大月市新婚世帯家賃助成金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

第2条 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条に規定する交付決定された助成金については、同日後もなおその効力を有する。

(助成金の対象期間に関する経過措置)

第3条 この告示は、公布の日から施行し、改正後の大月市新婚世帯家賃助成金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月9日告示第9号)

第1条 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日告示第21号)

第1条 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月12日告示第12号)

第1条 この告示は、令和7年3月12日から施行する。

別表(第4条関係)

加算	要件	助成金の額
子ども加算	申請時において、申請者が扶養する高校生以下	子ども1人当たり月額5,000円

	の者がいること。ただし、対象期間は卒業年度の3月末日までとする。	
若者世帯加算	申請時において、夫婦のいずれかが30歳未満であること。ただし、対象期間は30歳の誕生月の末日までとする。	月額5,000円